

随意契約登録者名簿に関する公示

令和7年度から令和9年度までにおいて、農林水産省大臣官房予算課等が行う、管理宿舍の修繕に係る工事又は役務の随意契約の相手方として随意契約登録者名簿への登録を希望する者に必要な資格、申請の時期及び方法その他について、下記のとおり定めたので公示する。

令和6年11月1日

農林水産省大臣官房参事官（経理）

記

1. 随意契約登録者名簿登録者の資格

契約担当官等が随意契約の相手方として、信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実と認めた者とする。

※一般競争（指名競争）参加資格を有している場合は、当名簿への登録は不要である。

2. 契約の種類

○建設工事（修繕工事を含む。）

台所床改修、居室クロス張替、天井改修、屋根防水工事、浴室扉取替、
污水管取替、給水ポンプ修繕、水道管漏水修繕、風呂釜・浴槽取替、
ガラス取替、建具修繕、便器取替、照明器具取替、受電設備改修、
室内配線修繕、通路舗装工事

○役務（宿舍管理に関する役務）

畳取替、草刈・樹木剪定

3. 登録を希望する者の申請の時期及び方法

① 申請の時期

○ 令和7年4月から登録を希望する者

令和6年12月2日（月）から令和7年1月15日（水）まで（必着）

※ 郵送・電子メール可

なお、電子メールの場合は、PDF ファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が7MBを超えないものとする。

※ 上記期限後の申請については、随時に受け付けるが、登録確認通知書の送付は令和7年5月以降となる。

② 提出書類

(1) 随意契約登録者名簿登録申請書（様式1-1）

(2) 希望業種・業務（様式1-2）

(3) 前回（令和４～６年度）の登録確認書（写）（前回の登録がある場合）

③ 書類提出先

○ 郵送の場合

〒100-8950 東京都千代田区霞が関１－２－１

農林水産省大臣官房予算課営繕総括班

TEL番号:03-3502-8181 内線 3320

○ 電子メールの場合

電子メール：yosanka_eizen@maff.go.jp

4. 資格の有効期間

資格を付与された日から令和１０年３月３１日までとする。

以上